

## 龍ヶ崎市地域の市長室実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の市長室として龍ヶ崎市長（以下「市長」という。）が自ら地域に出向くこと等により、市民に対する広聴の機会の拡充を図り、もって市民の意見、提言等を行政経営に反映させた開かれた市政の実現及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象)

第2条 地域の市長室は、次の各号のいずれにも該当する市民のグループ、団体等（以下「市民グループ等」という。）を対象に行うものとする。

- (1) 5人以上で構成され、かつ、その全てが市内に在住し、通勤し、又は通学する者であること。
  - (2) 特定の政党の利害に係るグループ又は団体でないこと。
  - (3) 特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、又はこれに反対することを目的とするための宗教教育その他の宗教活動を目的とするグループ又は団体でないこと。
  - (4) 営利を目的とするグループ又は団体でないこと。
- 2 意見交換の対象は、教育、福祉、環境、都市計画等のまちづくり全般とし、建設的なものになるよう努めるものとする。

### (開催申込み)

第3条 市民グループ等は、地域の市長室の開催を希望するときは、その開催を希望する日の1月前までに、龍ヶ崎市地域の市長室開催申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (開催の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みを受けた場合において、地域の市長室を開催すると決定したときは、龍ヶ崎市地域の市長室開催決定通知書（様式第2号）により当該市民グループ等に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申込みを受けた場合において、第2条各号のいずれかに該当しないことにより地域の市長室を開催しないと決定したときは、理由を付して、その旨を当該市民グループ等に通知す

るものとする。

(開催方法)

第5条 地域の市長室は、市が所有する施設、市内の住民自治組織(区、自治会、町内会等をいう。)が所有する施設等において開催するものとする。

2 地域の市長室を開催する場所の確保及び準備は、市が所有する施設において開催するときは市長が、市が所有する施設以外において開催するときは市民グループ等が行うものとする。

3 地域の市長室は、前条第1項の規定により開催の決定を受けた市民グループ等ごとに、原則として市長との直接の対話形式により行うものとする。

4 地域の市長室に参加できる市民グループ等の人数は、20人以下とする。

5 地域の市長室の開催時間は、おおむね1時間とする。

(意見、提言等の反映)

第6条 市長は、地域の市長室における市民グループ等からの意見、提言等について、必要に応じて行政経営に反映させるものとする。

(実施状況等の周知)

第7条 市長は、地域の市長室の概要、実施状況等を次に掲げる方法により周知するものとする。この場合において、市長は、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(1) 龍ヶ崎市(以下「市」という。)の広報紙への掲載

(2) 市の公式ホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(庶務)

第8条 地域の市長室の庶務は、市長公室シティセールス課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。